

文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の策定支援事業

募集案内

- 公募期間
令和8年6月19日（金）～令和8年7月3日（金）17：00（必着）
- 問合せ先
「文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の策定支援事業」事務局
メール：bunka-jimukyoku2026@nttdata-strategy.com

令和8年6月

1. 支援の概要

1. 趣旨・目的

文化庁では、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「文化観光推進法」という。）に基づく文化観光の推進に取り組んでいます。文化観光推進法では、文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出することを目的としています。

文化庁では、地域における文化観光の推進のため、文化観光推進法に基づく拠点計画および地域計画の認定、認定計画に基づく文化資源の磨き上げや文化観光拠点施設の機能強化等の事業に対する補助金等の支援を実施しております。

本事業では、拠点計画または地域計画の申請・認定を目指す事業者の皆様に向けて、計画骨子の策定に向けた伴走支援を行います。

2. 支援内容

計画の申請に向けて、現地やオンライン等での意見交換や専門家によるアドバイス、計画のコンセプトや実施体制の検討、現状分析や課題の整理、来訪者のターゲット設定、具体的な事業内容の検討など、計画の骨子の精査等の伴走支援を行います。

3. 支援期間

選定日以降、令和9年2月末まで（原則）

4. 応募にあたっての留意点

- ・支援対象として不適当な者、不適当な行為をする者と認められた場合は支援対象外とさせていただきます。
- ・支援途中であっても、違法行為等が発覚した場合には、中止させていただく場合がございます。
- ・「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）」に該当する場合は対象外とさせていただきます。
- ・「文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の認定申請」において、本募集への応募は必須ではございません。また、本事業は、認定を保証するものではありません。
- ・予算の限りがあるため、支援できない場合がございますので、御了承ください。

（その他）

応募書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出を求めた資料等については、伴走支援を行う専門家など支援担当者に提供させていただきます。

(応募にあたって)

文化観光に取り組むにあたり、基本的な内容やポイントについて解説した「文化観光推進ガイドブック」を文化庁で作成しております。

計画骨子の作成に参考となる内容となっておりますので、お申し込みにあたっては、ご一読ください。そのほか、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用指針（以下「運用指針」という。）も併せて、御参照ください。

○文化観光推進ガイドブック

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/94034301_02.pdf

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/93862101_01.pdf

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用指針

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/94382201_01.pdf

(参考資料)

文化庁のHPにおいて、過去に行ったオンライン説明会のアーカイブ動画を掲載しております。事業の趣旨や制度に関する説明のほか、実際に計画に取り組む事業者の皆様のパネルディスカッションもごございますので、併せてご参照ください。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html（ページ下部）

II. 募集内容

1. 応募主体

・拠点計画

文化観光推進法第4条第3項に基づき認定を目指す拠点計画の文化資源保存活用施設（博物館、美術館等）の設置者・管理者、同計画の共同申請者となる文化観光推進事業者とする。

・地域計画

文化観光推進法第12条第4項に基づき認定を目指す地域計画の区域内にある文化資源保存活用施設の設置者・管理者、地域計画の申請主体となる市町村・都道府県、同計画の申請主体を構成員とする実行委員会等、同計画の共同申請者となる文化観光推進事業者とする。

(参考) 文化観光推進法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/502AC0000000018>

2. 募集対象内容

文化観光推進法第4条第3項に基づく拠点計画又は同法第12条第4項に基づく地域計画の認定を目指す事業。

3. 事業実施にあたって

(1) 事前準備

現状把握のため、ヒアリングシート・ワークシート等を作成していただくことがあります。

(2) 討議会の開催

支援期間中、計画の内容に関する意見交換や事業の検討などを行う討議会の実施をご調整いただく場合がございます。

また、討議会の開催に際して必要となる資料などの準備、人員の招集をお願いする場合がございます。

(3) 現地視察の開催

状況に応じて専門家を含めた支援にあたる人員の現地視察をご調整いただく場合がございます。また、現地視察に際して必要となる資料などの準備、人員の招集、会議室の手配をお願いする場合がございます。

※派遣する専門家の謝金・交通宿泊費等の費用については、本支援事業の運営費において負担いたします。

Ⅲ. 事業者の選定

1. 選定

(1) 選定方法・選定数

支援対象の選定は、以下に示す「審査内容」に従って、締め切りまでに応募があった事業者の中から、文化庁が行います。

・審査内容

- ①拠点とする施設や文化資源等の内容が本支援により文化観光推進の中核となりうるか。
- ②地域内で申請者と事業者の連携体制を構築しているか、または構築しようとしているか。
- ③文化の振興を起点とした、文化、観光、地域活性化の好循環の創出を描こうとしているか。

(2) ヒアリングの実施

選定にあたり、応募内容について、必要に応じてヒアリング（オンラインを含む。）を実施させていただきます場合がございます。また、必要に応じて、追加資料提出等の対応を求める場合がございます。

いずれの場合も、管理運営事務局から対象となる応募者へ別途御連絡させていただきます。

2. 応募方法

応募書類については、下記宛先へ御提出ください。

【宛先】

「文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の策定支援事業」事務局

メール：bunka-jimukyoku2026@nttdata-strategy.com

※メールを送付する際には、件名を次のとおりとしてください。

「【提出】計画策定支援希望（応募者名）」

【応募期限】 令和8年7月3日（金）17：00必着

【提出内容】 次の各様式をPDF形式にて作成ください。

- 様式1：応募者情報および留意事項
- 様式2：計画概要
- 様式3：誓約書

上記のほか、取組に関連する補足資料があれば合わせて御提出ください。

※提出の際には文字が見切れていないか等をよく御確認ください。判別できない部分については審査の対象外とさせていただきます場合がございます。

【注意事項】

- 各様式は日本語で作成してください。
- 様式1～3を纏めて一つのPDF形式の電子ファイルにしてください。

【応募後の連絡】

- 電子メールの受信後、事務局から受信確認のメールを送付いたします。
- 受信確認のメールが届かない場合を除き、応募書類の受領確認のために電話等により照会することはお控えください。
- 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、事務局から別途御連絡させていただきます。
- ヒアリングを行わせていただく際には、事務局から別途御連絡させていただきます。

3. 公募手続きに関する質問

【問合せ受付期間】

令和8年6月19日（金）～令和8年6月30日（火）17：00（必着）

【問合せ方法】

電子メールによりお問い合わせください。

メール：bunka-jimukyoku2026@nttdata-strategy.com

※メールを送付する際には、件名を次のとおりとしてください。

「【問合せ】計画策定支援希望（応募者名）」

※メールの受信後、事務局から受信確認のメールを送付させていただき、追って回答のメールを送付いたします。問合せの提出状況によりすぐに回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってお問い合わせください。

IV. 留意点

1. 応募内容等について

- (1) 認定を目指す計画の内容および本事業の対象は宗教活動や政治活動を目的としないこととします。
- (2) 支援の選定を受けた組織や団体、協議会等は、選定通知を受けた後、当該応募の内容を変更する場合、又は支援の中止をしようとする場合は、事前に管理運営事務局の承認を得なければならないこととします。
- (3) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、本応募を無効とします。

2. 支援の流れ

- (1) 選定された後、企画内容についてアドバイス等を行うため、打合せや現地訪問などを行います。文化庁職員も同席・同行する場合があります。
- (2) 選定された後、管理運営事務局から実工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。

3. 支援完了後について

- (1) 支援を受ける者は支援完了後、実績報告書等を所定の期間内に提出していただく場合がございます。提出書類の内容や様式は、事業実施者に対し別途連絡します。
- (2) 令和8年度以降においても、文化庁が必要と判断した場合、支援後に当該事業に関する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

4. その他

- (1) 選定された事業及び応募者については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (2) 本支援を実施するにあたり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等により、適切に対応することとします。
 - ① 提供された情報、本支援実施において知り得た情報については、支援期間中および支援終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
 - ② 提供された情報、本支援実施において知り得た情報については、1年間の瑕疵担保期間の終了後に全て消去する。
 - ③ 提供された情報、本支援実施において知り得た情報については、日々厳重の管理体制のもと管理する。

以上